十九　軌道撤去に要する経費があること。

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十　緩衝緑地造成事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、指定都市以外の市町村については同表第十七号中「三億円」とあるのは、「一億円」と読み替えるものとする。）とする。

二十一　大気汚染対策緑地造成事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十二　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一五一以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一九〇以上であり、かつ、平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）が〇・五〇以下である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

区分		額
四十五年間人口減少率が〇・二七〇以上の市町村	高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五	五五、〇〇〇、〇〇〇円

十九　軌道撤去に要する経費があること。

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十　緩衝緑地造成事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、指定都市以外の市町村については同表第十七号中「三億円」とあるのは、「一億円」と読み替えるものとする。）とする。

二十一　大気汚染対策緑地造成事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十二　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一五一以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一九〇以上であり、かつ、平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）が〇・五〇以下である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

区分		額
四十五年間人口減少率が〇・二七〇以上の市町村	高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五	五五、〇〇〇、〇〇〇円